

※ 減免申請は毎年必要です。

## 令和5年度放課後児童クラブ（学童保育）利用料減免制度のご案内

神戸市では、所得に応じて減免制度を設けています。以下の減免区分に該当する方は、下表の必要書類を神戸市行政事務センター（学童保育担当）まで郵送いただくか、スマートフォン、PCなどでe-KOBEより申請してください。

e-KOBEでの電子申請はこちら



### 1. 減免区分・申請書に添付していただく書類

減免区分	減免額	必要書類
生活保護受給世帯	全額免除	生活保護適用証明書(登録児童の分) ※3か月以内に区役所発行のもの
(前年度分の) 市民税非課税世帯(※2) かつ 母子・父子家庭	全額免除	① 令和4年度市民税非課税証明書(令和3年分所得) =令和4年1月1日にお住まいの市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの(※1) ※同一世帯で18歳以上の方全員分が必要です。 ② 母子・父子家庭であることが分かる書類 例) 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
里親委託の受託世帯	全額免除	里親委託証明
(前年分の) 所得税非課税世帯 (※2)(※3) <u>平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む(裏面をご確認ください)</u>	半額免除	令和4年分所得のわかる下記書類のいずれか ※同一世帯で18歳以上の方全員分 ① 令和4年分 源泉徴収票(写) =勤務先から交付を受けたもの ② 令和4年分 所得税確定申告書第一表及び第二表(写) =税務署に申告したもの(税務署受付印を押したものの) ③ 令和5年度 市民税課税証明書(令和4年分所得)(写) =令和4年1月1日にお住まいの市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの(※4)

※1 証明書の交付を申請される際は、本人確認書類(運転免許証・旅券などの官公署が発行した写真付き身分証明書等)をお持ちください。

※2 税額を計算する場合には、以下の税額控除は適用しません。

(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、特別減税)

※3 「平成22年度税制改正前の扶養控除」を適用することで非課税扱いになる世帯の方は、扶養親族申告書(申請書の裏面)も必ずご記入ください。

※4 証明書の発行開始は住民税確定後の5月末頃となるため、その間は当該証明書による減免の申請はできませんが、減免は入会時に遡って適用しますので証明書の発行を受けた後に申請してください。なお、減免決定までに納めていただいた利用料は、減免決定後に還付いたします。

### 2. 留意事項

- 減免申請は毎年必要です。
- 年度途中から該当世帯になられた場合は、申請の翌月からの適用となります。
- 減免決定後に減免理由に該当しなくなった場合は、速やかに取消申請書を提出してください。
- 使用する放課後児童クラブを変更し、引き続き減免を受ける場合は再度申請をしてください。
- 提出いただいた書類の確認等のため、お問い合わせする場合があります。

#### 提出先(問い合わせ先)

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町1-1-1 番地神戸商工中金ビル4F

神戸市行政事務センター(学童保育担当) TEL(078)381-5533

## 平成 22 年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成 22 年度の税制改正において、年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、神戸市放課後児童クラブの減免制度では、この税制改正が、利用料へ影響を与えないよう、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

令和 4 年分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして減免対象になる場合があります。

『課税される所得金額』（源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』から『所得控除の額の合計額』を差し引いた金額）が廃止になった扶養控除の額より少ない（又は同額）場合に非課税扱いになります。

該当する場合は、利用料減免申請書に必要な事項を記入するとともに、申請書裏面の扶養親族申告書に 18 歳以下（令和 3 年 12 月 31 日時点）の扶養親族を記入のうえ、所得の分かる書類（源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し）を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして減免決定できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成 22 年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000 円 × 16 歳未満（0～15 歳）の扶養親族の数

特定扶養控除上乗せ分 250,000 円 × 16～18 歳の扶養親族の数

〈非課税扱いの例〉 — 16 歳未満の扶養親族が 3 人の場合 —

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票															
住所又は居所 神戸市中央区〇〇町 4-5-6		氏名 (フリガナ) コウベ タロウ (役職名) 神戸 太郎		(受給者番号)											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額											
給料・賞与	3,640,000	① 2,472,000	② 1,562,000	45,500											
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
有 無 従有 従無		特定 老人 その他	特別 その他	652,000	50,000										
(摘要)										配偶者の合計所得					
妻: ●● 子: ●● 子: ●● 子: ●●										個人年金保険料の金額					
										旧長期損害保険料の金額					
扶養親族	16 歳未満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日			
3							特別 その他 一般 特別				就職 退職	年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日		
住所 (居所) 又は所在地	神戸市中央区〇〇通 1-2-3														
支払者	氏名又は名称 〇〇 産業株式会社 (電話) 078-×××-××××														

〈上記「源泉徴収票」の例〉

課税される所得金額

$$\text{①} 2,472,000 \text{ 円} - \text{②} 1,562,000 \text{ 円} = 910,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{①}$$

平成 23 年から廃止された扶養控除の額

(例: 16 歳未満の扶養親族が 3 人、16～18 歳の扶養親族が 0 人の場合)

$$380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} + 250,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{②}$$

課税される所得の額「①910,000 円」が、23 年から廃止された扶養控除の額「②1,140,000 円」以下の場合は、放課後児童クラブの減免制度では非課税扱いとします。

①910,000 円 ≤ ②1,140,000 円 … ①が②より少ないので非課税扱いとなり、半額減免となります。